

業務委託契約条項

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、業務委託契約書（以下「本契約書」という。）記載の業務委託（以下「委託業務」という。）の請負に関し、本契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、委託業務を履行しなければならない。

(確約事項)

第2条 委託者に対し、受託者は、次のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 役員等（受託者が個人事業主である場合にあってはその者を、受託者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(受注者の責務)

第3条 業務の履行に当たっては、障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づく「藤

枝市立総合病院における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成 28 年 3 月 24 日藤枝市立総合病院事業管理者決定) 第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(委託者の解除権)

第 4 条 委託者は、本契約書第 8 条に掲げる場合のほか、受託者又は受託者の下請負者が第 2 条第 1 号から第 5 号までに該当すると認められた場合、何らの催告を要さずにこの契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。

3 受託者は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(解除の通知)

第 5 条 委託者は前条までの規定により契約を解除するときは、遅滞なくその旨を受託者に書面により通知しなければならない。

(紛争の解決)

第 6 条 この条項の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、委託者が定めたものに受託者の不服がある場合、その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者とが折半し、その他のものは委託者と受託者それぞれが負担する。

(妨害又は不当要求を受けた場合の措置)

第7条 受託者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、妨害又は不当要求があった時点で速やかに市、本院への報告及び警察への通報並びに被害届を提出し、捜査上必要な協力をしなければならない。

2 受託者は妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の市、本院への報告及び警察への通報並びに被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。